

Sasanami & Partners

笹浪総合法律事務所



笹浪総合法律事務所

〒100-0005 東京都千代田区丸の内2丁目2番1号 岸本ビルディング4階402号室
TEL: 03-6213-0511 FAX: 03-6213-0512 MAIL: office@sasanami-law.com
URL <http://www.sasanami-law.com>

2020

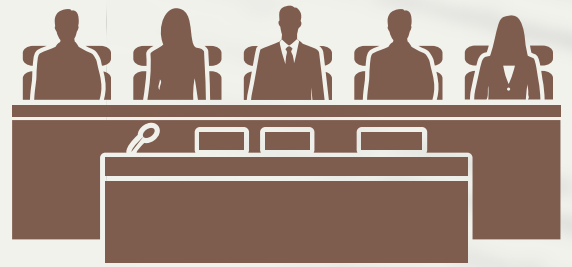
Winter

No.07



裁判員制度施行10周年に寄せて

弁護士 横田 高人



1 裁判員制度とは

国民が裁判官とともに刑事裁判の審理を行う裁判員制度が、施行から10年を超えました。

施行後昨年3月までに、約1万2000件の裁判員裁判が開かれ、裁判員（補充裁判員を含む）は9万人を超えました。

裁判員は、裁判官とともに、審理に立ち会い、評議（裁判官と裁判員が判決の内容を決めるための会議）においては、死刑や無期懲役を含めた厳しい量刑判断とも向き合うことになります。

裁判員制度は、市民感覚を刑事裁判に反映させることを目的として導入されました。実際、制度導入後、刑罰（量刑）に幅が出てきたと言われていています。例えば、性犯罪を含む残酷な事件では、量刑が重い方向にシフトしているようです。

2 これまでの刑事裁判との違い

これまでの刑事裁判は、精密司法とか調書裁判と言われる、膨大な書面に基づく精密な審理が行われてきました。それに対し、裁判員裁判では、審理の焦点を絞り、法廷において裁判員を含む裁判体が審理に必要な証拠に直接触れられるような工夫がなされ、また、検察官や弁護人が行う主張（論告、弁論と呼ばれます）も、評議の内容を見越して、裁判員が結論を導くために必要なプロセスにしたがって展開されており、裁判員にとって、見て、聞いて分かる裁判が行われるようになってきています。

その結果、裁判員経験者に対して行われた調査では、7割近くの人が審理内容が分かりやすかったと回答しています。

3 裁判員の負担

一方、裁判開始から判決までに要した実審理日数の平均は、制度開始後徐々に増加し、2018年には10.8日になっ

ており、決して軽い負担ではありません。そのこともあってか、個別の事件において選定された裁判員候補者のうち、辞退が認められた人の割合は66%にも及んでいます。

また、裁判員裁判が取り扱う事件の性質上避けられない、遺体写真等のいわゆる刺激証拠によって裁判員が精神的ショックを受けるケースもあるようです。

さらに、裁判員には、法律上、評議の秘密その他職務上知り得た秘密を漏らしてはならないとする、いわゆる守秘義務が課せられていることが、裁判員の裁判後の心理的負担になっているとも言われています。

4 よりよい裁判員制度にするために

それにもかかわらず、裁判員経験者のうち、7割を超える人が、裁判官との評議において十分に議論ができたと感じており、9割を超える人が、非常によい経験、または、よい経験をした、と回答しています。

裁判官、検察官及び弁護人も、なるべく短い期間で充実した審理ができるような工夫を、裁判員裁判の法廷のみならず、裁判開始前（公判前整理という手続が行われます）にもしています。刺激証拠についても、必要最小限のものをなるべく刺激的でない形で提供するような工夫がなされています。

ただ、裁判員の守秘義務のあり方については、裁判員経験者の方が、裁判に参加した感想や経験談をもっと発信できるような取り組みが必要であるようにも思います。

5 終わりに

課題はありますが、裁判員制度については評価する声が多いようです。

毎年の裁判員選任に入る率は約5000人に1人と言われていますが、選ばれた時には、貴重な機会だと思って、是非積極的に参加していただければと思います。



民法改正と入社時の「身元保証契約」

特定社会保険労務士 野澤 伸介



1 民法改正による「個人根保証契約」の変更点

会社が労働者を新たに雇用する際、親族などを身元保証人として、「身元保証書」の提出を義務付けている場合があります。この身元保証は、法的には個人が保証人となる「根保証契約」ということになります。この「個人根保証契約」は、今年（令和2年）4月1日施行の改正民法では、保証人の保護を目的として、契約において保証金額の「極度額」が設定されていない場合、無効になることになりました（改正民法第465条の2）。

2 身元保証制度に関する法律

これまで身元保証に関しては、「身元保証ニ関スル法律」という昭和8年にできた古い法律により規制されてきました。この法律の内容としては、

- ①労働者の行為で使用者が損害を被った場合、賠償を定める契約をする場合は原則3年有効（第1条）
- ②身元保証契約は5年を超えて期間を定めることはできない。更新する場合の期間も5年が限度（第2条）
- ③労働者の「不適任」「不誠実」なことが原因で身元保証人の責任が発生しそうな場合、労働者が転勤等で身元保証人の責任が重くなる、また監督が及ばなくなりそうな場合は、使用者は遅滞なく身元保証人に通知しなければならない（第3条）
- ④身元保証人が③の通知を受けた場合、また、通知されなくとも知った場合は、身元保証人から契約を将来に向けて解除できる（第4条）

- ⑤裁判所は、身元保証人の賠償責任を判断するにあたり、使用者の過失や保証人の注意義務の程度等により状況を斟酌して判断する（第5条）
- ⑥この法律の規定に反して保証人の不利益になるものは全て無効とする（第6条）

概ね以上のような規定であり、保証人に対して責任が重くなりすぎないように保護する内容のものでしたが、今回の民法改正により、身元保証契約には、更に保証人保護のための「極度額の設定」が必要となりました。

3 身元保証制度の今後

以上のとおり、今年4月1日以降締結する身元保証契約には、保証人にいくらまで保証させる、という「極度額」を身元保証書に記載しなければなりません。しかし、あまり高額な「極度額」の設定になりますと、身元保証書を出してもらえない、ということが考えられます。その場合、一般の人が保証してもよいと思われる額を想定して「極度額」を記載することが考えられますが、上記2のとおり、もともと保証人には法的に手あつい保護がなされているので、確実に損害賠償額を回収できるとは限りません。そうであれば、保証人に損害賠償を求める内容のものではなく、労働者の「緊急連絡先」としての親族、あるいは親族に相当する人の確認書面として、提出を義務付ける、という対応の転換も考えられます。

以上、身元保証制度についてご説明いたしましたが、ご質問等ありましたら、当事務所までお寄せください。